

社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会

役員ならびに評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条第1項及び第25条第1項の規定に基づき、役員ならびに評議員等に対し報酬及び費用弁償等を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬月額は、300,000円以内の額とする。

3 本会事務局職員給与規程の適用を受けるもの、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受けるもの、その他行政関係職員であるものが、第1項に掲げる役員の職を兼ねるときは、その者に対する報酬は、特別の場合を除くほか、支給しない。

4 非常勤の役員ならびに評議員等に対しては、その職務のため、事務局に赴いた時は、次のとおり報酬を支給する。ただし、本会事務局職員給与規程の適用を受けるもの、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受けるもの、その他行政関係職員である役員ならびに評議員等にあつてはこの限りではない。

(1) 理事	日額 1,400円
(2) 監事	日額 1,400円
(3) 評議員	日額 1,400円
(4) 社会福祉協議会運営委員会委員	日額 1,400円
(5) 広報編集委員会委員	日額 1,400円
(6) ボランティアセンター運営委員会委員	日額 1,400円
(7) 校区福祉委員長協議会委員	日額 1,400円
(8) ボランティア相談員	日額 1,400円
(9) 評議員選任・解任委員会委員	日額 1,400円
(10) その他、必要に応じて設置する委員会委員	日額 1,400円

(費用弁償)

第3条 本会の役員ならびに評議員が、業務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅行に必要とする費用弁償の規程は、別に定める。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、第2条第1項の規定により支給する場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に対し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償等に関する規程(平成24年4月1日施行)は廃止する。